

令和6年度外来機能報告の集計結果

基準日：令和6年7月1日

医務課医療企画担当

I 二次医療圏ごとの診療科数（病院・有床診療所）

- いずれの二次医療圏においても、内科が一番多い。
- 次に、リハビリテーション科や整形外科、循環器内科、消化器内科が多い傾向にある。

R6.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
内科	48	15	22	13	32	130
呼吸器内科	13	10	10	6	9	48
循環器内科	24	11	12	5	12	64
消化器内科 (胃腸内科)	27	10	16	8	16	77
腎臓内科	9	4	6	1	2	22
神経内科	12	8	5	1	5	31
糖尿病内科 (代謝内科)	9	6	6	3	5	29
血液内科	5	1	1	1	2	10
皮膚科	15	4	4	0	7	30
アレルギー科	2	3	1	1	2	9
リウマチ科	20	7	5	3	6	41

R5.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
内科	49	19	22	13	36	139
呼吸器内科	17	11	7	6	11	52
循環器内科	25	11	13	4	13	66
消化器内科 (胃腸内科)	28	10	14	7	18	77
腎臓内科	11	4	6	1	2	24
神経内科	14	8	5	1	8	36
糖尿病内科 (代謝内科)	10	6	5	3	5	29
血液内科	7	1	1	1	2	12
皮膚科	13	5	4	0	7	29
アレルギー科	2	4	2	1	2	11
リウマチ科	18	7	5	3	6	39

I 二次医療圏ごとの診療科数（病院・有床診療所）

R6.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
感染症内科	1	1	1	1	0	4
小児科	14	3	6	4	14	41
精神科	5	3	1	1	1	11
心療内科	1	4	0	0	1	6
外科	25	8	8	4	15	60
呼吸器外科	5	3	2	1	5	16
心臓血管外科	2	1	0	3	3	9
乳腺外科	3	0	3	1	2	9
気管食道外科	0	0	0	0	1	1
消化器外科 (胃腸外科)	9	4	3	3	6	25
泌尿器科	11	2	3	2	5	23
肛門外科	5	1	1	1	3	11
脳神経外科	12	3	4	3	6	28
整形外科	36	8	12	8	18	82
形成外科	5	2	1	2	7	17
美容外科	0	0	0	0	0	0
眼科	12	2	4	2	9	29

R5.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
感染症内科	1	1	1	1	0	4
小児科	15	3	6	4	17	45
精神科	5	3	1	1	1	11
心療内科	1	3	0	0	1	5
外科	25	10	9	4	16	64
呼吸器外科	5	3	4	1	5	18
心臓血管外科	3	2	0	3	3	11
乳腺外科	4	1	3	1	2	11
気管食道外科	0	0	0	0	1	1
消化器外科 (胃腸外科)	9	5	4	4	6	28
泌尿器科	10	2	3	2	5	22
肛門外科	5	3	1	1	3	13
脳神経外科	12	3	4	3	6	28
整形外科	36	9	12	9	18	84
形成外科	6	2	1	2	7	18
美容外科	0	0	0	0	0	0
眼科	13	2	5	2	9	31

I 二次医療圏ごとの診療科数（病院・有床診療所）

R6.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
耳鼻咽喉科	6	1	6	1	5	19
小児外科	2	1	0	0	1	4
産婦人科	10	2	2	2	6	22
産科	1	0	1	0	1	3
婦人科	2	1	1	1	1	6
リハビリテーション科	44	15	12	7	19	97
放射線科	9	3	5	2	10	29
麻酔科	11	3	4	2	4	24
病理診断科	2	0	1	1	2	6
臨床検査科	1	1	0	0	0	2
救急科	4	1	1	1	4	11
歯科	7	3	1	0	0	11
矯正歯科	0	0	0	0	0	0
小児歯科	0	1	0	0	0	1
歯科口腔外科	4	1	1	0	1	7
その他の診療科	11	3	6	3	4	27

R5.7.1

	中部	東部	北部	西部	南部	合計
耳鼻咽喉科	6	1	6	1	5	19
小児外科	2	0	0	0	0	2
産婦人科	11	2	2	2	7	24
産科	0	0	1	0	1	2
婦人科	1	2	1	1	2	7
リハビリテーション科	45	14	12	7	20	98
放射線科	11	3	4	2	9	29
麻酔科	11	4	4	2	4	25
病理診断科	3	0	1	1	2	7
臨床検査科	1	0	0	0	0	1
救急科	3	1	1	1	4	10
歯科	7	3	2	0	0	12
矯正歯科	0	0	0	0	0	0
小児歯科	0	1	0	0	0	1
歯科口腔外科	5	1	1	0	1	8
その他の診療科	8	2	6	3	5	24

2 二次医療圏ごとの外来部門における医療従事者数（病院・有床診療所）

- 医師数の約54%が中部医療圏に集中している。
- 看護師・准看護師数の約43%が中部医療圏に集中している。
- 医師と看護師・准看護師は減少傾向にある。

R6.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
医師	常勤	881	133	182	64	271	1,531
	非常勤	114	39	45	28	76	303
合計		995	172	227	92	347	1,834
看護師	常勤	366	79	119	73	151	788
	非常勤	101	36	24	12	45	218
合計		467	115	143	85	196	1,006
准看護師	常勤	107	30	61	33	103	334
	非常勤	26	11	9	9	13	68
合計		133	41	70	42	116	402
看護補助者	常勤	34	7	12	10	27	90
	非常勤	12	1	1	4	14	32
合計		46	8	13	14	41	122
助産師	常勤	10	4	2	1	2	19
	非常勤	0	0	1	0	1	2
合計		10	4	3	1	3	21
理学療法士	常勤	112	43	3	2	45	205
	非常勤	14	1	0	1	4	20
合計		126	44	3	3	49	225
作業療法士	常勤	50	22	0	0	7	79
	非常勤	10	1	0	0	0	10
合計		60	23	0	0	7	89

R5.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
医師	常勤	909	137	186	60	279	1,571
	非常勤	125	37	54	26	76	318
合計		1,034	174	240	86	355	1,889
看護師	常勤	417	78	115	72	157	839
	非常勤	97	34	26	12	42	211
合計		514	112	141	84	199	1,050
准看護師	常勤	107	32	79	34	95	347
	非常勤	29	16	13	8	20	85
合計		136	48	92	42	115	432
看護補助者	常勤	26	8	8	12	26	80
	非常勤	11	2	2	2	14	31
合計		37	10	10	14	40	111
助産師	常勤	6	3	0	4	1	14
	非常勤	0	0	3	0	2	5
合計		6	3	3	4	3	19
理学療法士	常勤	124	37	7	7	52	227
	非常勤	1	8	0	0	5	13
合計		125	45	7	7	57	240
作業療法士	常勤	39	10	1	1	7	58
	非常勤	2	1	0	0	0	2
合計		41	11	1	1	7	60

※医療従事者数については、対象の医療機関から回答のあった数字のみを上表に反映
 ※非常勤職員については、常勤換算済み（小数点以下を四捨五入）

2 二次医療圏ごとの外来部門における医療従事者数（病院・有床診療所）

R6.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
言語聴覚士	常勤	32	8	0	0	6	46
	非常勤	2	1	0	0	1	3
合計		34	9	0	0	7	49
薬剤師	常勤	11	4	1	2	15	33
	非常勤	2	1	0	1	2	6
合計		13	5	1	3	17	39
臨床工学技士	常勤	0	0	0	2	2	4
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	2	2	4
管理栄養士	常勤	9	2	0	0	9	20
	非常勤	0	1	0	0	1	2
合計		9	3	0	0	10	22
専門看護師	常勤	2	0	0	0	0	2
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		2	0	0	0	0	2
認定看護師	常勤	32	7	5	4	17	65
	非常勤	0	0	1	0	0	1
合計		32	7	6	4	17	66
特定行為研修 修了看護師	常勤	26	0	2	5	17	50
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		26	0	2	5	17	50
救急救命士	常勤	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

R5.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
言語聴覚士	常勤	27	7	0	0	8	42
	非常勤	2	1	0	0	0	2
合計		29	8	0	0	8	44
薬剤師	常勤	15	6	3	0	12	36
	非常勤	1	2	1	1	0	5
合計		16	8	4	1	12	41
臨床工学技士	常勤	1	0	0	2	7	10
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		1	0	0	2	7	10
管理栄養士	常勤	16	2	1	0	8	27
	非常勤	1	1	0	0	0	2
合計		17	3	1	0	8	29
専門看護師	常勤	3	0	0	0	0	3
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		3	0	0	0	0	3
認定看護師	常勤	28	6	8	3	14	59
	非常勤	1	0	0	0	0	1
合計		29	6	8	3	14	60
特定行為研修 修了看護師	常勤	21	0	2	2	16	41
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		21	0	2	2	16	41
救急救命士	常勤	0	0	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

3 二次医療圏ごとの高額等医療機器・設備の保有状況（病院・有床診療所）

- CT、MRIのいずれも中部医療圏に集中している。
- 二次医療圏ごとの保有状況については大きな変化はない。

R6.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
①CT	マルチスライス 64列以上	20	4	5	4	7	40
	マルチスライス16列以上64列未満	26	9	10	5	9	59
	マルチスライス 16列未満	1	1	1	0	2	5
	その他のCT	1	0	0	0	0	1
合計		48	14	16	9	18	105
②MRI	3テスラ以上	3	3	2	0	1	9
	1.5テスラ以上3テスラ未満	17	2	5	5	6	35
	1.5テスラ未満	13	0	1	1	3	18
合計		33	5	8	6	10	62
③その他	血管連続撮影装置	11	3	5	3	7	29
	SPECT	4	0	1	0	1	6
	マンモグラフィ	7	2	3	3	3	18
	PET	0	0	0	0	0	0
	PETCT	2	0	0	0	0	2
	PETMRI	0	0	0	0	0	0
	ガンマナイフ	0	0	0	0	0	0
	サイバーナイフ	0	0	0	0	0	0
	強度変調放射線治療器 (IMRT)	1	0	0	0	0	1
	遠隔操作式密封小線源治療装置	1	0	0	0	0	1
	内視鏡手術用支援機器	4	1	1	0	0	6
合計		30	6	10	6	11	63

R5.7.1

		中部	東部	北部	西部	南部	合計
①CT	マルチスライス 64列以上	20	4	5	4	8	41
	マルチスライス16列以上64列未満	27	7	10	5	9	58
	マルチスライス 16列未満	1	1	2	0	5	9
	その他のCT	1	0	0	0	0	1
合計		49	12	17	9	22	109
②MRI	3テスラ以上	3	3	2	0	1	9
	1.5テスラ以上3テスラ未満	17	2	5	5	6	35
	1.5テスラ未満	13	0	1	1	3	18
合計		33	5	8	6	10	62
③その他	血管連続撮影装置	10	2	5	3	7	27
	SPECT	3	0	1	0	1	5
	マンモグラフィ	4	1	2	1	3	11
	PET	0	0	0	0	0	0
	PETCT	2	0	0	0	0	2
	PETMRI	0	0	0	0	0	0
	ガンマナイフ	0	0	0	0	0	0
	サイバーナイフ	0	0	0	0	0	0
	強度変調放射線治療器 (IMRT)	0	0	0	0	0	0
	遠隔操作式密封小線源治療装置	1	0	0	0	0	1
	内視鏡手術用支援機器	3	0	1	0	0	4
合計		23	3	9	4	11	50

外来機能報告

第10回第8次医療計画等に関する検討会

令和4年7月20日

資料2

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

第30条の18の2 **病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

第30条の18の3 **患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「無床診療所」という。)の**管理者は、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

目的

- 「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

報告項目

- (1) **医療資源を重点的に活用する外来の実施状況**
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) **地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項**
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関

義務： 病院・有床診療所
任意： 無床診療所

報告頻度

年1回
(10~11月に報告を実施)

医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法、外来放射線治療
- 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来

紹介受診重点医療機関の基準

意向はあるが基準を満たさない場合

参考にする紹介率・逆紹介率の水準

上記の外来の件数の占める割合が

- ・ 初診の外来件数の40%以上
- かつ
- ・ 再診の外来件数の25%以上

- ・ 紹介率50%以上
- かつ
- ・ 逆紹介率40%以上